

謹賀新年



～表紙の説明は、14ページ～

目次

新年のあいさつ	2～3
町議会12月定例会議	4～7
農林水産大臣表彰、健康のひろば ほか	8～9
税の申告相談	10～11
後期高齢者医療制度、消防署だより	12～13
トピックス	14～15
トピックス、事例に学ぶ通販トラブル	16～17
公民館コーナー	18～19
各種お知らせ	20～21
今月の予防接種、おおきくになったら ほか	22～23

*再生紙を使用しています。

集落支援日記④1

集落訪問

VOL.41 切り絵教室

11月20日、三川ふるさと学習館で行われた「切り絵教室」に参加し、2019年の干支「亥」のお正月飾りを作りました。講師の本間信昭さんにカッターナイフの使い方を教わり、絵や文字が下書きされた台紙を線に沿って切っていきます。本間さんから「細かな所から始めるといいよ」とご指導いただき挑戦しましたが、力が入りすぎてうまくいかず、目を丸く切るところでは悪戦苦闘しました。何度も優しく教えてくださる本間さんは、生徒さんからとても慕われており、終始和やかな雰囲気です。皆楽しんで作品作りに取り組んでいました。

～2019年も集落支援員が各集落を訪問します。今年もどうぞよろしくお願いします～

【集落支援員】吉岡浩美



地域交流の場として

地域の子どもたちが放課後、楽しく集える場所として、ふるさと学習館がスタートしました。子どもたちだけでなく、地域の高齢者の方々が元気に過ごせる場をつくりたいと大人向けの切り絵や版画、絵手紙などの教室も開催しているそうです。指導者の本間さんご夫婦は「ふるさと学習館は、地域の皆さんの憩いの場として、気軽に来ていただきたいと思っています」と笑顔で話してくださいました。

教室に通う、藤原慎喜さんは「作品が完成したときの嬉しさや達成感に加えて、活動の合間に皆さんと楽しくお話しすることができ、とても充実したひとときをすごしています」と満足そうな表情で話してくださいました。

教室は、毎月第3火曜日と第4水曜日に開催し、体験参加もできるそうです。皆さんも、ぜひ、参加してみたいはいかがでしょうか。

■このコーナーでは、町の集落支援員が各集落を訪問し、活動した様子や地域の皆さんの関わりについて紹介します。
【問い合わせ先】総務課 企画財政係 ☎92-3113



楽しく作品づくりに取り組んでいます！
左から本間さんご夫妻と藤原さん

(12月1日～12月20日届出分)

阿賀町の人口(12月20日現在)

■ 男	5,382 人
■ 女	5,710 人
■ 合 計	11,092 人
■ 世帯数	4,621 世帯

12月1日～20日の異動

■ 転 入	10 人
■ 転 出	19 人
■ 出 生	0 人
■ 死 亡	17 人

● 発行日 平成31年1月7日
● 発行所 阿賀町役場総務課庶務係
☎ 92-3113・FAX 92-5479
URL: <http://www.town.aganigata.jp>

おこやみ

◆亡くなった方		(年齢)	世帯主名	住所
清 野	幹さん	(88歳)	本 人	角 島 区
熊 倉	昇さん	(81歳)	本 人	蟬 区
清 田 行	男さん	(97歳)	輝 昭さん	水 沢 区
齋 藤 弘	治さん	(61歳)	本 人	谷 沢 区
江 川 博	さん	(69歳)	山田陽子さん	九 島 区
佐 藤 傳	次さん	(90歳)	本 人	野 中 区
長谷川 和	美さん	(59歳)	勝 榮さん	白 崎 区
長谷川 榮	子さん	(86歳)	世 一さん	野 中 区
皆 川 リ	ナさん	(95歳)	本 人	西 区
江 川 タ	ネ子さん	(89歳)	淑 子さん	津川2区
飛田野 耕	作さん	(89歳)	本 人	綱 木 区
皆 川 愛	子さん	(84歳)	真 さん	鹿 瀬 区
阿 部 マ	サノさん	(96歳)	正 志さん	当 麻 区
齋 藤 ハ	ルノさん	(94歳)	斎藤 修さん	津川8区
石 山 キ	ソさん	(97歳)	一 榮さん	川 口 区

各支所の問い合わせ先

支所名	鹿瀬支所	上川支所	三川支所
行政係	☎92-3330	☎95-2211	☎99-2311
振興係	☎92-3332	☎95-3740	☎99-2311



新年あけましておめでとらうございほす



阿賀町長
神田 一秋

新年あけまして
おめでとらうござい
ます。
平成三十一年の
念頭にあたり謹ん
でご挨拶を申し上
げます。

皆様におかれましては、健やかで穏やかな初
春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年十一月十八日の町長選挙におきまして、
町民の皆様のご支援を賜り、新たな町政の舵取
り役を担わせていただくことになりました。改
めて心より感謝申し上げますとともに、十二
三日の初日から今後の町政の進展に向け、全
力で取り組んでまいりますのでよろしくお願い
申し上げます。

さて、昨年の阿賀町では夏の日照り等の影響
で農家の皆さんは大変ご苦労され、また、全
各地では災害が相次ぎ、北海道北部胆振地震を
はじめ、西日本では豪雨被害が多発いたしまし
た。

町民の安全安心は町の最優先施策であり、更
なる防災力向上に向けた取組みを進めて行く所
存です。

人口減少が進展する本町ですが、公約に掲げた
『若者が残れる町へ』の実現のために、「未来へ
の投資、将来夢を描ける町づくり」「産業・地域
経済が元氣な町づくり」「高齢者・障がい者も住
みよい町づくり」「人口減少社会を意識した町づ
くり」「住民参加、新しい視点の町づくり」の五
本の柱の施策を積極的に展開し、これまで以上に
皆様のご意見を伺いながら英知を結集して町政を
運営していく所存です。

五月には、新天皇として皇太子が即位され新元
号となります。変革の年となるべく本年に、町の
新しいリーダーとして、公約を反映した新年度予
算を編成し、「今日より明日！きつと良くなると
思える阿賀町」の実現のために全身全霊で取り組
んで参ります。

結びに、本年が町民皆様にとって益々のご健勝
とご多幸、更なる飛躍の年となるよう心よりご祈
念申し上げますとともに、町政に對しまして一層
のご支援ご協力を
賜りますようお願い
申し上げます。



阿賀町議会議長
齋藤 秀雄

新年あけまし
ておめでとらうござ
います。

町民皆様には、
平成三十一年の輝
かしい新年をお迎
えのことと阿賀町

議会を代表しお慶び申し上げます。

昨年は日本各地では災害級の猛暑や超大型台
風、局地的集中豪雨など異常気象並びに大阪北
部地震や北海道胆振東部地震など大きな自然災
害が発生、当町においては災害級の猛暑や降雨
量の少なさから農業被害も発生しましたが、町
民皆様のご尽力で最小限の被害でありました。

さて、日本経済は回復したと中央では言われ
ていますが、本年十月予定の消費税引き上げに
よる地域経済への悪化は、予断を許さない状況
ではないでしょうか。

町議会は、地方創生政策で町経済活性化につ
ながるよう提案を行い、町民が元氣で活躍でき
る自然豊かな町づくりのため、通年議会制導入
などを行い、いつでも町民皆様と議論を重ね、
地域の要望やご意見を伺う開かれた議会に取り
組んでおり、町民皆様とともに、町の将来を見

据えた地域活性化策を考えていきます。

本年四月、西川・上条小が統合して上川小が誕
生し、鹿瀬・日出谷・三郷・津川小が統合して新
たな津川小としてスタートします。

子供たちは、心一つにして阿賀町発展のため
がんばってくださることと期待し、閉校学区の皆様
には、子供の声が聞こえなくなる寂しさはあると
思いますが、今までと変わらぬ子供たちへの見守
り、ご支援、ご指導をお願い申し上げます。

結びに、子供たちは、文化活動やスポーツに輝
かしい成績を残していることは、町民に感動と勇
気を与えてくれていきます。

未来を担う子供たちが頑張るよう、議会として
支援、応援をしていきます。

町民皆様が穏やかな明るい一年をご健勝、ご多
幸で過ごされることをご祈念申し上げ新年の挨拶
といたします。



町議会12月定例会議 神田一秋町長

所 信 表 明



12月19日から21日まで、町議会12月定例会議が役場議場で開かれ、平成30年度各会計補正予算をはじめとする14案件が審議され、原案どおり可決されました。
冒頭、神田町長から所信表明がありましたので、全文をお知らせします。

平成30年阿賀町議会12月定例会議にあたり、私の所信を申し述べる機会を与えていただきましたことに感謝申し上げますとともに、議員各位には、町民の福祉向上のためご尽力いただいておりますことに改めて敬意を表します。

私は、11月18日に執行されました町長選挙におきまして、町民皆様の温かいご支援をいただき、12月3日、第3代の阿賀町長に就任させていただきました。この上ない光栄でありますとともに、その重責に身の引き締まる思いでございます。阿賀町発展のため全身全霊で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様から、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

また、同日に執行された議員補欠選挙におきまして、見事当選されました宮澤議員さん、長谷川議員さんにお祝いを申し上げます。今後は、ともに本町の将来を的確に見据えながら、山積する各種課題に取り組んでいただきますようご協力をお願い申し上げます。

阿賀町は、合併当初15,448人あった人口が、本年3月末では

11,277人となり、13年間で4,171人も減少しております。この11月末では更に減少し11,118人となっております。国立社会保障・人口問題研究所は、2045年、阿賀町の人口は、現在の半分以下の4,593人と推計しています。

こうした人口減少が続いていけば10年後、20年後、それぞれの集落は、この阿賀町はどうなっているでしょうか。この心配は、私だけのものではなく、共通したものであると思います。

町民皆様がより安心して生活していただけよう、子どもたちが健やかに成長するよう、そして、若い人たちが残られる町にしていかなければなりません。

そうした阿賀町づくりに向けた所信の一端を述べさせていただきました。

最初に少子高齢化と福祉の関係でございます。

平成13年には120人生まれていた赤ちゃんが、昨年は37人、わずかの間に3分の1まで減りました。放課後児童クラブ、病後児保育、子ども医療費助成、インフルエンザ予防接種・妊産婦健診の助

でまいります。



県立津川病院の改築・建て替えにつぎましては、昨年10月に町議会から新潟県などへの要望を行っていたとき、それを受けて県と町との事務レベルの協議が行われていました。改めて県へ要望活動を行います。改めていきたいと考えておりますので、町議会からも特段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、障害の手帳を持った方は現在914人、約11人に1人いらっしゃいます。本年4月に町最初のグループホーム、日中活動の場、子どもたちの放課後等デイサービスなどが開始され、五泉市及び阿賀野市にある県立特別支援学校へ支援策を強化してまいりましたが、

成など、阿賀町の子育て支援は、今や県内ではトップクラスであります。人口減少が加速し、大きく変化する社会の中で、この町が生き残り、輝いていくためには「子育て・教育」への重点的投資が必要であります。子どもを産み、育てやすい環境の整備、及び阿賀町の宝である子どもたち一人ひとりが健やかに成長するよう教育環境の整備を積極的に進めてまいります。

ましたが、国の補助制度を活用し、直ちに本定例会におきまして補正予算に計上させていただきましたので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

子育ては、家の中でも、保育園や放課後児童クラブでも、おじいちゃん、おばあちゃん、また地域の皆様の応援が大切です。様々な知恵と経験で子どもたちに接してもらい、社会性を身につけた、阿賀町が大好きで自慢できる子どもを育てていくことに、ご協力をいただきたいと考えております。

「子育てするなら阿賀町」「子どもの教育は阿賀町」と魅力を感じていただき、阿賀町に住みたくなる施策を展開するとともに、県の内外に積極的にPRし、阿賀町へ若い人たちが移住していただくことにも努めてまいります。



まずは、子ども医療費は、通院・入院とも中学校卒業まで無料とし、学校給食費につきましても軽減するよう工夫してまいります。そして、私は、来年夏までに小・中学校の教室にエアコンを整備しますと今回の選挙で申し上げてき



次に、福祉・医療等の関係です。高齢化率は県の推計で48・2%となり県下トップです。そして65歳以上の一人暮らしは4軒に1軒です。65歳はまだまだ若く、75歳もまだ若いですが、年々歳を重ねると介護が必要になったらどうしようか、大きな病気になったらどうしようか、大雪になったら、車の運転が出来なくなったらどうしようかと、口には出さなくても誰しもがそうした不安を抱えています。県下一の高齢化の町が、他と横並びの施策では安心につながりません。福祉バスの運行体制の見直し、雪下ろし支援の強化、保健・福祉・介護・医療の連携と充実等々、この町を築いてきた皆さんが高齢になっても、元気で安心して生活できるよう、一つ一つ着実に、スピード感をもって取り組ん

障がいを持った方々が、安心して阿賀町で生活できてこそ、人に優しい町です。

誰しもが安心して生活できる福祉の町を創ってまいります。

次に産業の関係でございます。就労の場の拡大のためには、私自身があらゆる機会を捉えて、また、どこまでも足を伸ばしてトップセールスを行ってまいります。加えて、若者を中心とした起業の支援等「やる気」を促し、支援してまいります。

農林業の活性化には、生産・加工・販売まで行う6次産業化を図るなど、農家や林家の収益につながる取り組みが重要であります。

阿賀町は、どこにも負けない美味しい米の産地で、ふるさと納税の返礼品としても高い人気を博しています。一方、生産者の高齢化、担い手不足、農地の保全、サル等有害鳥獣対策といった課題がありますが、安定した農業所得の確保が鍵であります。付加価値を付けて高く販売する工夫、阿賀町の地域特性を活かした複合経営など、農家や関係者の皆様のご意見をよくお聴きし、活性化への取り組みを進めてまいります。

次に行財政運営でございますが、行政は、役場で公務員が行うものといった既成概念を取り払い、住民参加型の新たな視点の町づくりを行ってまいります。従前の行政は知識が重視される傾向にあり、永年培われてきた町民の知恵を拝借するといった視点が欠如していた面があるのではないのでしょうか。今まで当たり前のように行ってきた行政サービスが、町民の求めているものと合致しているのかといった視点を持ちながら、これまでの取り組みを検証し、常に町民の視点で物事を考え、判断してまいります。

私自身は、常にどこへも出向きながら、町民の皆様方の生の声を伺ってまいります。そして、できるかできないかではなく、できるものとするために皆様の知恵と行政の英知を結集してまいります。併せて、職員の意識改革を進めてまいります。職員は「誰のために何をなすべきか」その基本をしっかり自覚したうえで、気持ちいい挨拶を励行し、常に親切丁寧な対応をとるよう、明るい役場に変えてまいります。また、職員も町民と語り合い、地域の実情を肌で感じ、様々な課題に対して町民感

林業ですが、阿賀町の94%は山林です。かつて阿賀町は日本有数の炭の産地でもあり、林業が生計を支えてきた時代がありました。が、今、山は荒れ、この豊富な資源を活かしきれいていません。間伐等、森林整備を進め、木質バイオマスとしての利用を一層図るとともに、家具やインテリアなど新たな活用を探り、集落・地域の再生とも密接な林業を復活していかなければなりません。森林環境税も導入されますので、この使途は総合的に検討し、効果的な取り組みを進めていきたいと考えております。



次に観光です。外からの力、観光によって町を活性化することが非常に重要だと考えていますが、近年は、観光客が減少し、経営的な課題が顕著となり、負のスパイラルに陥ったような状況を感じております。私が6月に退職後は、阿賀の里の町営化、上川温泉と奥阿賀観光の合併統合や資金貸付など、大きな変革も行われております。

覚で提案することが重要でありますので、職員が積極的に地域や各家庭を訪問するようにしてまいります。

行政運営にあたっては、何事におきまして、町民皆様のご理解と信頼をいただくことが最も重要なことであります。一体となって各施策に当たること、この難しい時代にあっても一筋の光明を見出せるものと確信しております。また、従来のやり方を踏襲するだけでは、座して死を待つのみであり、他自治体の成功事例を真似るだけの施策であっても、決して救世主にはなり得ません。我が町の実情に即した、我が町固有の施策を展開し、町の将来を切り開いてまいります。

また、普通交付税の合併特例期間は平成32年度をもって終了し、財政運営は一層厳しさを増してまいりますので、政策の推進にあたっては、これまで取り組んできたものの検証を行い、見直すべきものは大胆に見直すことが必要になります。一方、超高齢化社会や少子化の対策として、新たに実施しなければならぬものがありますので、一層の創意工夫を図りながら

私は、就任間もなく、抱えている課題を具体的に把握するに至っていませんが、議会のご理解をいただいて進めてきたものと理解しておりますので、その前提となった方向性に合致した経営を行っていくかということにも注視しながら、順次、経営内容を把握し、検討を加速してまいります。

阿賀町の観光は、麒麟山、飯豊連邦、御神楽岳、五頭山などの山々、阿賀野川、常浪川、新谷川、実川などの川を始めとした豊かな自然、8つの温泉、米や山菜などの食べ物、日本酒、会津と新潟の歴史、そして、人情味ある人たちなど、町の資源をつなぎ、どう活かすかが重要であります。隣の会津までは全国から多くの人々が訪れております。東京オリンピック・パラリンピック、佐渡の金銀山の世界遺産登録も視野に入れ、外国人の誘客も図らなければなりません。何回も訪れたい阿賀町になれるかが勝負であり、町全体で魅力づくりとおもてなしを高めていかなければなりません。この町の良さを私自身がトップセールスでPRするとともに、旬の情報をより効果的に発信し、観光の活性化を図り、町の元気を創出してまいります。

財政運営を行ってまいります。

我が町の現状は、我が国が近い将来、必ず迎えるであろう諸課題の縮図であります。山積する難題の克服と解消は、一朝一夕にはまいません。また、この難局を乗り越えていくには、私一人の力には限界があります。職員は元より、町民皆様、そして町議会の皆様と一丸となって新たなまちづくりに取り組んでいくことが重要です。町民の生活を常日頃から熱心に考え、声を聴き、行政に反映させるべく努力されております議員各位に対しまして、今後の町政運営への特段のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

「今日より明日が、きっと良くなると思える阿賀町へ！」
「若者が残りたいと思う阿賀町へ！」

私は、頭と体を精一杯使い、真心をもって、寸暇を惜しみ、身を粉にして町政発展のために邁進いたしますことをここにお誓い申し上げます。所信表明とさせていただきます。

ありがとうございます。

次に、防災とインフラ整備の関係です。

いつ、どこで、どんな災害が起こるか予測できません。今年もゲリラ豪雨、台風、地震など、大きな災害が日本各地で発生しました。私は、職員時代の防災担当者としての経験、また、阪神淡路大震災、中越大震災、東日本大震災、新潟福島豪雨災害など被災地でのボランティア経験により、心構えは持っていますので、万が一の際は、的確な対応をしてまいります。阿賀町では、特に水害・雪害への備えは、欠かせません。大雨にも大雪にも遮断されない道路・上下水道・交通など、日常生活や経済活動に欠かせないインフラの整備と維持管理に努めるとともに、磐越自動車道の4車線化、国道・県道の整備促進、河川整備計画に基づく築堤など、国・県及び関係機関に早期の事業実施を強く要望してまいります。



< 12月定例会議 主な案件 >

- | | |
|---|---|
| ■平成30年度一般会計補正予算（第9号）
・歳入歳出補正予算額…………… 6,268万5千円
・歳入歳出予算総額…………… 123億5,323万8千円 | ■阿賀町職員の給与に関する条例の一部改正について
■町道路線の廃止について
■建設工事請負契約の締結・変更について（3件） |
| ■平成30年度特別会計補正予算
国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
・歳入歳出補正予算額…………… 15万5千円
・歳入歳出予算総額…………… 13億6,741万5千円
ほか 7会計 | 町道新谷古岐線古岐橋下部工事
阿賀町消防本部新庁舎消防指令設備整備工事
阿賀野川河川公園整備工事（変更） |

冬の運動不足を解消しよう

冬の時期は、体を動かす機会が減るといっても多いのではないですか？

そこで、今回は外に出なくてもご自宅で簡単にできる「フロントランジ」という運動をご紹介します。

【フロントランジの効果】

おしり・太もも・ふくらはぎ・股関節周りの筋肉が鍛えられ、下半身全体の運動機能が向上します。ヒップアップや下半身のひきしめにも効果あり！

やり方

- ①足を肩幅に開く
- ②片足を前に踏み出し、少し腰をおとす
- ③ゆっくりと足をもどす
- ④足を替えて同様に行う

※回数は5～10回程度として、1日2～3セット行うと効果的ですが、できる範囲で行いましょう



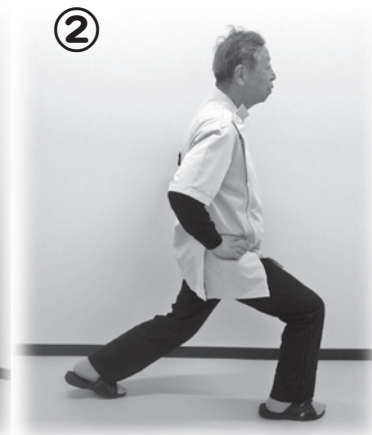
【負荷をかけたい方の場合】

- ・両手にダンベルを持つ
- ・後ろ足の膝を地面までおろす
- ・お腹に力を入れ背筋を伸ばす

①



②



ふらつく方は、足を踏み出しすぎないようにね

ポイント

膝がつま先より前に出ないこと



進化型フロントランジの効能と方法

両腕の動きと呼吸法が加わることで全身の血液循環がよくなり、体幹を鍛えます。肩周りの緊張も和らぐため、肩こりや筋収縮性頭痛が改善し、気分もスッキリします。

①



- ①手のひらを返して両腕を上げ、息をゆっくり吸い込む

②



- ②腕を広げながら、片足を踏み出し、息をゆっくりと吐き出す

- ③足を替えて行う



今回の運動を紹介してくれた方【上川診療所 所長 近藤 崇 医師】

『運動は血行をよくし、血管の老化を防ぎます。さらに、運動器の衰えも防ぐことで、健康寿命を伸ばすことができます。ぜひ、ご自身の健康のために行ってみてください。』

新潟県自然薯品評会において
阿賀町農家3人が受賞

12月5日、第26回新潟県自然薯品評会が魚沼市地域振興センターで開催されました。

自然薯品評会は、自然薯の栽培技術の改善と品質向上、地域の特産物としての生産・消費の拡大等を目的に毎年開催されています。

審査は、見た目、重さ、香り、粘り、糖度等の品質を審査員が評価して行われます。

今年は、7月から8月にかけて高温・干ばつが続き栽培には非常に厳しい環境でしたが、県内各地で生産された自然薯が数多く出品されました。

阿賀町からは奥阿賀自然薯生産組合の組合員から5人が出品し、以下の3人の方が受賞されました。受賞された皆さん大変おめでとうございます。

1等

県知事賞

渡部 寛一さん（原 区）

1等

全農新潟県本部長賞

目黒農園（目黒貴博）さん
（鹿 瀬 区）

3等

優良賞

猪 章一さん（高清水区）



左から、猪章一さん、渡部寛一さん、目黒農園（目黒貴博）さん

西林野管理組合が
農林水産大臣賞を
受賞

11月29日、平成30年度「治山・林道コンクール」が東京都千代田区のホテルで開催されました。コンクールには複数の部門があり、第41回林道維持管理コンクールの部において、西林野管理組合が農林水産大臣賞を受賞されました。

同組合は組合員の高齢化が進むなかでも、林道赤岩線の維持管理業務委託を受け林道を良好な状態に維持したことが高く評価されました。大変おめでとうございます。



組合長の長谷川利春さん

国民年金「障害基礎年金」

障害基礎年金を受けるためには…

◎障害基礎年金を受けるための③つの確認

確認1

初診日に国民年金に入っていた方

- 医師の診療を初めて受けた日に国民年金に入っている方。
- 国民年金に加入していた60～65歳の方。
- 20歳未満で障害を負った方も対象になります。

確認2

初診日の前日までに次のいずれかの要件を満たしている方

- 初診日のある月の前々月までの加入期間のうち全体の3分の2以上保険料を納付している方（免除・猶予期間を含む）
- 初診日に65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない方。

確認3

一定程度以上の障害の状態にある方

- 国民年金の「障害等級表」で定められた1級・2級にあたる障害がある方（障害手帳の等級とは異なります）。



◎必要書類

年金請求書・年金手帳・医師の診断書などが必要になります。障害の原因や18歳未満の子どもの有無によって必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。（※医師の診断書は所定の書類が必要となります）

◎手続き先

初診日に国民年金に加入されているご本人、もしくは20歳前に障がい者になった方は、お近くの年金事務所または役場窓口でお手続きください。（厚生年金、共済組合に加入している方に扶養されている配偶者は年金事務所にお問い合わせください）

ご本人または代理人が年金窓口で直接お手続きください。

【問い合わせ先】新潟東年金事務所 お客様相談室

阿賀町役場 町民生活課 国保年金係

☎025-283-1013

☎92-5761

税務署からのお知らせ

◇ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場（署外会場）について

申告会場：秋葉区役所 6 階（会議室）

開設期間：平成31年 2 月18日(月)～3 月15日(金) ※ 土、日を除きます。

受付時間：午前 9 時～午後 4 時

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。

※署外会場の設置期間中は、新津税務署庁舎では申告相談を行っておりません。

◇ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅等で確定申告書を作成し、e-Tax で送信して申告できます。また、書面で印刷して郵送等でも提出できます。

◇ 平成31年 1 月から、e-Tax 利用手続きが簡便化され、事前に取得した ID・パスワードを入力するだけで、パソコンやスマートフォンでも簡単に e-Tax 申告ができるようになりました。

なお、従来の方式でも、引き続き e-Tax による申告書の送信ができます。

詳しくは、e-Tax ホームページまたは国税庁ホームページをご覧ください。

【医療費控除を適用される方へ】

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

なお、税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は 5 年間保存する必要があります。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

【公的年金等を受給されている方へ ～確定申告不要制度のお知らせ～】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

【配偶者(特別)控除を適用される方へ】

平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

①配偶者控除

申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないこととなりました。

また、控除額について、改正前は一律の控除額となっていましたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じた控除額となりました。

②配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。

なお、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除を受けることができません。

町・県民税、所得税の申告相談

～申告に必要な書類の準備はお早めに～

申告期間 2 月18日(月)～3 月15日(木)

申告相談会場 阿賀町役場本庁、鹿瀬支所、上川支所、三川支所

詳しい日程については、後日配布する「申告相談日程表」をご覧ください。

町では 2 月18日から 3 月15日までの期間、所得税及び復興特別所得税の確定申告を含む町・県民税の申告相談を受け付けます。申告に必要な書類は、早めに準備してください。

申告に必要な書類

●申告する方の個人番号（マイナンバー）及び本人確認書類

・個人番号カード（マイナンバーカード）

・個人番号カードをお持ちでない場合は、以下の書類 2 点が必要となります。

番号 確 認 書 類	+	本 人 確 認 書 類
・個人番号通知カード ・住民票 （個人番号の記載されているもの） などのうちいずれか 1 点		・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・身体障害者手帳 などのうちいずれか 1 点

控除対象配偶者及び扶養親族については、本人確認は不要ですが、個人番号が必要になります。

●印鑑（本人の認印）、納付や還付が見込まれる場合は金融機関の口座番号（本人名義のもの）

●平成30年中の所得が確認できる書類

・給与所得者や年金所得者は、源泉徴収票（原本）

・建築業等で源泉徴収票が交付されない日給者の方は、就労日数及び単価が分かる資料

・自営業、農業、建築業等を営んでいる方は、収支内訳書（売上、仕入、必要経費等の分かる帳簿、伝票、領収書等）

・土地や建物等を貸し付けて収入を得た方は、収入金額と必要経費の分かる書類等

●医療費控除を受ける方

・平成30年中に支払った医療費控除の明細書（明細書の様式については、国税庁ホームページからダウンロードしていただくか、役場町民生活課税政係及び各支所で用意してあります。）

※平成29年分から平成31年分までについては、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

●生命保険料・地震保険料控除を受ける方

・保険会社、農協等が発行する控除証明書

●障害者控除を受ける方

・障害者手帳や障害者控除対象者認定書

所得税の確定申告書を提出される方

今回より、町の申告会で所得税の確定申告をされる方については、一部を除き確定申告書等をデータ送信することとなりました。これにより、「利用者識別番号」の取得が必要となります。

取得方法等の詳細については、後日配布する「申告相談日程表」をご確認ください。

※住民税申告のみの方は、「利用者識別番号」を取得する必要はありません。

【申告に関する問い合わせ先】町民生活課税政係 ☎92－5761又は各支所行政係 ☎24ページ

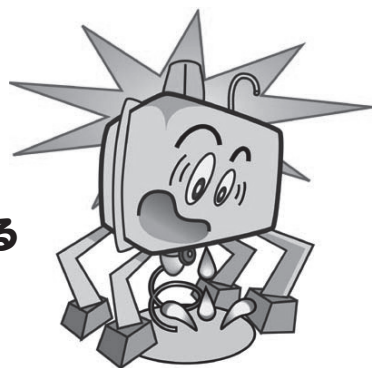


油漏えい事故に 注意しましょう!!

暖房器具を使用する機会が多くなりました。毎年灯油の漏えい事故が発生しています。皆さんの家庭、事業所から漏えい事故を起こさないようにしましょう。

注意

1. 小分け中はその場を離れない
2. 給油後はバルブがきちんと閉まっているか確認する
3. 落雪や凍結、除雪によるタンクや配管の破損に注意する
4. 給油は暖房器具の火を消してから行う



灯油は河川等に流出すると水質汚染や農作物への被害を引き起こす恐れがあります。万が一、灯油等をこぼし流出させた場合や水路等で油を見つけた場合は、速やかに消防署へ連絡してください。

暖房器具は正しく使用しましょう!

寒さも一層厳しくなり、これからの時期、ストーブなどの暖房器具による火災が増える傾向にあります。正しい使用方法と安全な取扱いにより火災を予防しましょう。

《ポイント》

1. 暖房器具を使い始めるときには、取扱い方法を確認し正しく使用してください。又、こまめに清掃・点検を実施しましょう。
2. 給油するときは、暖房器具を消火してから行いましょう。点火したまま給油すると、燃料が漏れて火災になる恐れがあります。又、燃料タンク等の口金はしっかりと閉め、漏れないようにしましょう。
3. 暖房器具の近くで洗濯物を乾かすのはやめましょう。洗濯物が暖房器具に接触したり、落下すると火災になる恐れがあります。又、暖房器具をつけたまま寝ることも危険です。



さいごに.....

万が一火災になってしまった時、煙を感知し警報音で知らせてくれる**住宅用火災警報器**がとても有効です。消防署では設置してから10年を目安に交換を推奨しています。定期的に警報がなるか確認しましょう。詳しくは取扱い説明書をご確認してください。ご不明な点がありましたら阿賀町消防署 予防課予防係へご連絡ください。

阿賀町消防署 ☎92-0119(代)

後期高齢者医療制度のお知らせ

～「医療費のお知らせ」は確定申告に利用できます～

◎ 医療費のお知らせ

医療を受けた状況を確認できるよう、受診された医療機関等を一覧にした医療費のお知らせを右表のとおり送付しています。

送付月	対象期間
7月	1月～ 4月診療分
11月	5月～ 8月診療分
翌年3月	9月～12月診療分

◎ 確定申告でご利用になる場合について

「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除を受ける際に必要な添付書類である医療費の明細書として使用することができます。ただし、次の点にご注意ください。

- ◆各種医療費助成等により、実際にご自身が負担された額と異なる場合があります。
⇒ ご自身が負担された額に訂正してください。
- ◆9月～12月診療分等は、医療費領収証に基づいて医療費控除の明細書を記入する必要があります。
⇒ 医療費領収証は確定申告期限から5年間保存してください。

～セルフメディケーション税制に伴う証明発行について～

?セルフメディケーション税制とは?

スイッチOTC医薬品（医師から処方される医療用医薬品から、薬局やドラッグストアで購入できるように転用された医薬品）を年間12,000円以上購入した場合、その超える分の金額（上限88,000円）について、所得控除を受けることができる制度です。ただし、通常の医療費控除との併用はできません。

◎ 確定申告でご利用になる場合について

◆セルフメディケーション税制を利用される方は、該当する領収証の他に、インフルエンザの予防接種の領収証や健康診断の結果通知表等が必要です。大切に保管しておきましょう。

◆健康診査を受診した方で、結果通知表を紛失した等、受診した証明が必要な場合は新潟県後期高齢者医療広域連合で証明書を発行します。ご希望の方は、証明依頼書に必要事項を記入の上、押印したものを町民生活課に提出または広域連合あてに郵送してください。
証明依頼書は町民生活課窓口または広域連合ホームページからダウンロードできます。
※ 証明書は広域連合からご自宅に郵送します。お手元に届くまでに2週間ほどかかります。



◎申請に必要なもの：印かん、保険証

◆証明書発行に関するお問い合わせ

新潟県後期高齢者医療広域連合 総務課 企画係
(郵送先) 〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1
阿賀町役場 町民生活課 国保年金係

☎ 025-285-3221
新潟県自治会館本館3階
☎ 0254-92-5761

◆申告の内容等に関するお問い合わせ

阿賀町役場 町民生活課 税政係

☎ 0254-92-5761

共 障害者週間パネル・作品展 に生きる社会を目指して

12月3日から7日までの期間、障害者週間パネル・作品展が役場本庁玄関ホールで行われました。

作品展は、障害者の福祉について関心と理解を深め、障害者の社会参加の意欲を高めることを目的に行われ、町内の障害福祉サービス事業所の紹介と施設利用者の方々の作品が展示されました。

利用者一人一人のできることを生かして、みんなで協力して作りあげられた作品は、立体感を出すために紙の種類を変えたり、強度を保つために何度も紙を重ねるなどの工夫がされていました。



▲心こめた作品がずらり



▲丁寧に塩をすり込む参加者

地域 塩引き鮭作り体験教室 の食文化に挑戦

11月23日、塩引き鮭作り体験教室がふるさと学習館で行われ、大勢の方が参加しました。

阿賀野川を遡上する鮭は、この季節になると年末年始の食材として、各家庭でも昔から塩引き製法により加工して食べられていました。

参加者は「今回初めて参加しましたが、大きな鮭の内臓を取り除くところが難しく、塩をすり込むところでは力が必要で、すごく疲れました。正月には、家族みんなで美味しく食べれると思うと今から楽しみです」と満足そうに話していました。

町の「宝」雪椿オイルの搾油体験!

12月6日、津川小学校5年生の児童が「アガノユキツバキ搾油所（株式会社 巴山組）」の協力で、秋に自分たちで集めた雪椿種子から油をしぼる体験を行いました。

23トンの圧力がかかる手動式の搾油機を使用し、搾油に挑戦した神田美奏さんは「見た目は簡単そうでしたが、やってみるとハンドルがだんだん重くなって大変でした」と話していました。

指導した巴山組の上原さんは「種がつぶれる音や油が出てくる様子を興味深く真剣に観察しながら、驚いたり笑ったり素直に反応する子どもたちを見て、こちらまで楽しくなりました。ユキツバキの種から油をしぼるという、阿賀町でしかできない学習活動をこれからもお手伝いすることで、地域貢献できたらいいなと思っています」と話されていました。



力いっぱいレバーを押す児童▶

そば好き大集合!上川産そばを堪能

12月1日、第12回上川そば祭りが上川体育館で行われました。

当日はあいにくの天気でしたが、大勢の方が来場し、打ちたての新そばを満足そうに味わっていました。

同会場では、野菜・どぶろく販売や福祉展・地元大工さんによる木工展なども行われ賑わいを見せていました。

参加者は「毎年楽しみにしています。打ちたての新そばは、香りが高くコシがあり美味しかったです」と満足そうに話していました。



▲そば好きで賑わうそば祭り会場



▲小さな観光大使が大活躍

笑顔で感謝のおもてなし

12月8日、9日、日出谷小学校の全校児童15人と津川小学校5年生14人がサンタの帽子をかぶった小さな観光大使となり、磐越西線「クリスマストレイン」の車内や駅構内で歓待サービスと町のPR活動を行いました。

8日は、津川小の児童が津川駅で手作りの観光パンフレットを配り、元気な笑顔で乗客をお迎えしました。9日は、日出谷小の児童が、紙芝居やパネルを使ってエゴマ栽培と商品開発の活動報告や観光名所案内など、町をおおいにPRしました。

キャンドルに彩られた日出谷駅では、手を振って見送る児童らに乗客から「ありがとう」と声が掛けられていました。

雪が降る寒い中でも児童と乗客の温かい交流に笑顔あふれる20年目のクリスマストレインでした。

地域 阿賀るた(きのこ編)完成 の魅力、かるたで伝える

12月10日、町が作った地域カルタで上川児童クラブの児童がカルタを楽しみました。

このカルタは、町で群生しているキノコを題材に食べれるキノコや珍しいキノコ、毒キノコなどを東蒲自然同好会神田久さんの監修のもと、おいしさや危険度など、キノコの特徴を分かりやすく表現しながら、作ったものです。

上条小2年の土屋暖陽さんと佐藤勇人くんは「キノコは嫌いだけど、キノコのことをたくさん知ることができて勉強になった。カルタをたくさん取れて楽しかったので、またみんなと一緒にしたい」と笑顔を見せていました。

町は今後、観光資源や樹木や野鳥などを題材にカルタ作りを予定しており、地域の魅力をPRするため、イベントでの活用や学校などへの配布も検討しています。



▲カルタ遊びを楽しむ児童たち



気をつけよう。事例に学ぶ通販トラブル

通販110番に寄せられた事例を元にトラブルを未然に防ぐためのチェックポイントや対処方法をまとめましたので参考にしてください。

通販トラブルにあわないための6か条

1 信頼できる会社かどうかチェック！

会社概要や所在地、電話番号などをよく確認し、信頼できる会社かどうかをチェックしましょう。

2 返品・交換条件を必ず確認すること！

返品・交換は何日以内なら可能か？返品・交換を受け付けないケースもあるので申し込む前にしっかり確認しましょう。

3 商品が届く前の“前払い”には要注意！

先に代金を支払うことは大きなリスクを負うことになりかねません。その必要性について十分検討してから申し込みましょう。

4 覚えのない商品は受け取らない！

注文した覚えのない商品は代金を払わず受け取りを拒否しましょう。

5 プリントやメモをとる習慣を！

注文ミスでの返品・交換は送料負担になるケースがあります。注文した内容はプリントやメモで控えをとっておきましょう。

6 商品が届いたらすぐ確認！

注文通りの商品か？壊れていないか？時間が経ってしまうと、返品・交換を受け付けてくれないこともあるので、すぐに商品を確認しましょう。

高齢者から通販110番に寄せられた主なトラブル事例をこ紹介します。
実際の事例から対処法を学びましょう。

事例 1

注文した覚えはないが代金を支払ってしまった。

宅配でカニが送られてきた。注文した覚えはなかったが、家族の誰かが頼んだものと思い、代金引換で払ってしまった。

■注文した覚えのない商品はたとえ生のものであっても代金を払ってはいけません。受け取りを保留にして断りましょう。

事例 2

ネット通販で前払いしたのに商品が届かない。

インターネット通販で商品を申し込み、代金を前払いしたのに商品が届かない。問い合わせしたら会社が存在しなかった。

■会社概要で住所や電話番号などに不審な点がないかをよく確認しましょう。初めて取引する会社で前払いは避けたほうが賢明です。

事例 3

開封後・通電後なので返品できないと言われた。

商品到着から8日以内は返品できると書かれていたので返品を申し出たところ、通電後なので返品できないと言われた。

■返品条件に「未開封・未使用に限り返品可能」と書いてあったら返品はできません。購入する前に返品・交換条件をしっかりと確認しましょう。

事例 4

交換保証と書いてあったので何度でも交換できると思った。

サイズが大きかったため交換してもらったが、まだ大きかったので、再度の交換を求めたところ「交換は1回限り」と断られてしまった。

■交換条件には「30日間交換保証（お1人様1回限り）」と書いてありました。条件が明記されている場合は交換できないので、しっかりと確認しましょう。

事例 5

通販もクーリングオフ※できると思っていた。

商品のイメージが違ったのでクーリングオフできると思い返品を申し出たところ、開封後の返品はできないと拒否された。

■通販にはクーリングオフがないかわりに返品・交換などの販売条件を明記することが義務付けられています。購入する前に必ず確認しましょう。

※一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のこと。

事例 6

1回だけ買ったつもりが定期購入だった。

健康食品を1回買って様子をみようと思ったところ、まもなく2つ目の商品が届いた。返品したいと電話したら定期お届けコースになっていた。

■健康食品などでは定期コースなどにより、1回の単価が安く設定されている場合もあります。購入する前によく確認しましょう。

秘密は厳守されますので安心してお気軽にご相談ください。

行政窓口 阿賀町役場 農林商工課 TEL.92-5764
町民生活課 TEL.92-5761
月曜日～金曜日（役場閉庁日を除く）8:30～17:00

新潟県津川警察署 TEL.92-0110
新潟県消費生活センター TEL.025-285-4196
月曜日～金曜日（日曜・祝日・年末年始を除く）9:00～17:00
土曜日 10:00～16:30（電話相談のみ）

■もしもトラブルにあったら通販110番へ。

通販110番

03-5651-1122 [10時～12時 13時～16時 土・日・祝休]

通販会社とのトラブルなど、通販で困ったことがあったら通販110番にお気軽にご相談ください。

思い出をありがとう

三郷小、鹿瀬小、上条小、西川小学校閉校記念式典

4月からの統合小学校の開校に伴い、三郷、鹿瀬、上条、西川小学校の閉校記念式典が挙行されました。それぞれの会場には、多くの来賓をお迎えし、在校生や卒業生をはじめとする地域の皆様、歴代校長をはじめとする旧教職員の皆様などの関係者が出席。参加者は、たくさんの思い出や歴史を振り返りながら、役目を終える校舎に別れを惜しんでいました。※日出谷小学校の閉校記念式典は3月1日予定

三郷小学校 12月2日



校旗返納



アトラクション「華総おどり」



式典参加者全員で記念撮影

鹿瀬小学校 11月23日



アトラクション「風船飛ばし」



児童からお別れの言葉



学校長あいさつ

上条小学校 11月4日



アトラクション「レッツパフォーマンス!」



校旗返納



児童からお別れの言葉

西川小学校 10月27日



校旗返納



児童からお別れの言葉



式典参加者全員で校歌斉唱



平成31年度 社会教育施設 利用申請受付について

町社会教育課では、平成31年度の社会教育施設「定期利用」及び「一般利用」を希望する団体の申請を受け付けます。

- ◆施設名 ◎阿賀町公民館（講堂・会議室・調理室）
◎ふるさと交流川屋敷（講堂・常浪の間・阿賀野間・食工房）
◎阿賀町郷土資料館（ギャラリー）
◎教育文化センター（多目的ホール・会議室）
◎ふるさと学習館（体育館・工作室）
※但し、工作室については開館日の午前9時から午後4時までの利用となります。

◆利用時間 9:00～21:30

◆休館日 施設により異なりますので詳しくは、下記までお問い合わせください。

◆使用料 使用する部屋、使用時間により料金がかかります。
※但し、町民の方の生涯学習活動・文化活動等で利用する場合は減免、免除の対象となります。（会社関係・個人での利用等は除く。）

- ◆利用手続・受付期間
- 《定期利用の場合》
- 利用手続：事前に電話で施設の空き状況を確認し、受付期間中に各施設に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、提出してください。
 - 受付期間：2月12日（火）から予約可能

- 《一般利用の場合》
- 利用手続：事前に電話で施設の空き状況を確認し、受付期間中に各施設に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、提出してください。
 - 受付期間：2月12日（火）以降、利用日の2カ月前から5日前まで

- ◆その他
- 予約は先着順となっております。
 - 営利目的・特定の政治活動や宗教活動等では社会教育施設を利用できない場合があります。
 - 利用日直前でも施設が空いている場合は随時受け付けますが、ご希望に添えない場合もありますので、受付期間内のお申し込みをお願いします。
 - 町の事業等で2カ月前に予約が入っていることがありますので、ご了承ください。

- ◆問い合わせ先 ◎阿賀町公民館・教育文化センター・ふるさと学習館
阿賀町教育委員会 社会教育課 ☎92-3333
◎ふるさと交流川屋敷 ☎92-3750
◎阿賀町郷土資料館 ☎95-2253



阿賀町俳句の会 五句選



今月のテーマ「新年俳句」
初日の出射して我が息ゆたかなり
若狭 露水
名前なくせ字でわかる年賀状
伊藤 将勝
去年今年村の鎮守の道を漕ぐ
宮沢 仁子
おとそ飲む動きおだやかなのどぼとけ
渡部 学
生かされて八十余年千代の春
江川 孝堂
問い合わせ先 山口冬人（九二）四三四五

◆絵本ワールド◆ 開催しています！

読み聞かせボランティアによるおはなし会「絵本ワールド」を開催します。お子さんと一緒に絵本を楽しみましょう。



- 【期日】★1月10日（木） のびのびひろば（会場：わかば保育園）
★2月12日（火） すくすくひろば（会場：ひまわり保育園）
★3月14日（木） のびのびひろば（会場：わかば保育園）
【時間】10:00～10:30（申込不要）

※未就園児のお子さんであればどなたでもご参加いただけます。
※子育て支援センター「のびのびひろば」「すくすくひろば」の時間内で開催しています。

■問い合わせ先：町公民館 津川分館（ふるさと交流川屋敷 内）
☎92-3750

◆図書ボランティア◆ 募集！！

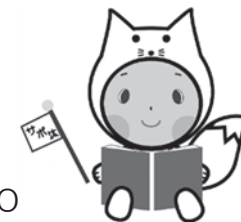
町公民館図書室では活動ボランティアを募集しています。快適に利用できる図書室を一緒につくってみませんか。

詳しくは、町公民館 津川分館（ふるさと交流川屋敷 内）にお問い合わせください。

《ボランティアの活動内容》

- ①読み聞かせ・・・子ども達に絵本を読み聞かせるなど
- ②書架整理・・・返却本を書架に戻す作業など
- ③環境美化・・・図書室や敷地内の環境整備など

■問い合わせ先：町公民館 津川分館（ふるさと交流川屋敷 内） ☎92-3750



館名	阿賀町公民館 図書室 (阿賀町公民館2階) ☎92-3334	津川分館 図書室 (ふるさと交流川屋敷) ☎92-3750	上川分館 図書室 (阿賀町郷土資料館) ※旧上川中学校 ☎95-2253	上川分館 図書室 (ふるさと学習館) ※旧三川小学校 ☎99-2253
----	--------------------------------------	-------------------------------------	---	--

検察審査会からのお知らせ

交通事故、詐欺、傷害など、犯罪の被害にあい、警察や検察庁へ訴えたが、検察官が、その事件を裁判にしてくれない（不起訴といいます。）

このような不満をお持ちの方は、検察審査会に相談ください。相談や申立ての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

検察審査会は、選挙権がある一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の審査員により、検察官が裁判にできなかったことの、善し悪しについて審査します。

【問い合わせ窓口】

新潟検察審査会事務局（新潟地方裁判所内）

☎025-222-4214（直通）

お気軽にご相談ください！ 「行政相談所」を開設します

行政事務に関する相談に応じる「行政相談所」を下記のとおり開設します。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

■日 時：2月5日(火) 10:00～12:00

■会 場：阿賀町総合福祉保健センター

「やまぶきの里」相談室

■相談員：行政相談委員、新潟行政評価事務所職員

このほかにも相談窓口を開設していますので、下記までお気軽にご相談ください。

【電話での相談】

行政苦情110番（全国共通番号）0570-090-110

【窓口での相談】

総務省新潟行政評価事務所（新潟美咲合同庁舎内）

所在地：新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

☎025-282-1112（代表）

【問い合わせ先】町民生活課 町民生活係 ☎92-5761

水害からみんなの命を守る!パネル展

近年、全国各地で水害が頻発し、甚大な被害が発生しています。このため、「水害からみんなの命を守る」をテーマに全国的な豪雨と被害の状況、阿賀野川・早出川の過去の洪水・出水に関する情報を展示します。ぜひ、ご覧ください。

■日 時 1月29日(火)～2月4日(月)
9:00～17:00

■会 場 役場本庁 1階 ロビー

【問い合わせ先】阿賀野川河川事務所

☎0250-22-2211

年金事務所の「ねんきん相談会」

年金事務所の職員による「ねんきん相談会」が下記の日程で開催されます。相談には予約が必要です。基礎年金番号のわかるものを用意して、あらかじめお電話にてご予約ください。

■開催日時 1月23日(水) 10:00～15:00

■会 場 役場本庁 1階 多目的ホール

■予約申込先 ☎025-283-1014（予約専用）

新潟東年金事務所 お客様相談室

8:30～17:15(土・日・祝・年末年始除く)

【問い合わせ先】町民生活課 国保年金係 ☎92-5761

さいの神

小正月の伝統行事「さいの神」を下記のとおり開催します。

無病息災、家内安全、商売繁盛を願う伝統行事にお誘い合わせのうえ、ご来場ください。

■日 時 1月13日(日)
14:30～

■会 場 麒麟山公園

■主 催 津川商工会 青年部

【問い合わせ先】

津川商工会 ☎92-2494



舟玉まつり

かつての河港の繁栄をしのばせる「舟玉まつり」を開催します。

舟運の安全祈願や舟謡など当時の様子をご紹介します。どなたでも参加できますので、ぜひお越しください。

■日 時 2月11日(月・祝) 13:00～

■会 場 津川8区 狐の嫁入り屋敷

【問い合わせ先】観光振興課 観光事業係 ☎92-4766

献血にご協力をお願いします

■開 催 日 2月8日(金)

■会場・時間 役場本庁 1階 多目的ホール

(午前) 9:30～12:00

(午後) 13:30～16:00

※16歳～69歳の健康な方が対象です



輸出血液の種類と使用期限

血液の種類	使い道	使用期限
赤血球	貧血や手術中の輸血	2～6℃で有効期間21日間
血小板	白血病などの治療	20～24℃でゆらしながら有効期間4日間
血しょう	大量出血した時など	マイナス20℃以下で有効期間1年間

【問い合わせ先】健康福祉課 健康推進係 ☎92-5763

新潟県Uターン促進奨学金返還支援事業

県では県内にUターン転職した方の奨学金等の返還支援を行っており、平成30年4月からは支援対象者を拡大して実施しています。詳しくは、県ホームページ（「奨学金返還支援事業」で検索）、または新潟暮らし推進課（☎025-280-5635）まで。

【対象者】

県内にUターン転職した30歳未満の方で、大学等卒業後、県外で一定の就業期間を有し、かつ、転入後6か月以内に県内で就業した方

【支援内容】

翌年度以降の県内での居住、就業を条件に、奨学金の返還額（年間20万円上限）を最長6年間支援 ※支援総額は、Uターン転職時の奨学金等の返還残額（元本分）の2分の1が上限

【申請】

申請は随時受付中です。新潟県県民生活・環境部新潟暮らし推進課に申請してください。（申請期限がありますので、お問い合わせください）

第30回

平成31年5月3日

つがわ狐の嫁入り行列

「花嫁・花婿」大募集！

平成31年5月3日に開催する「つがわ狐の嫁入り行列」の「花嫁・花婿」を町内外、県内外から広く募集します。

今回で記念すべき30回目を迎える「つがわ狐の嫁入り行列」の主役に、あなたもなってみませんか？



「花嫁・花婿」の募集について

■応募資格 次の条件を満たすカップル

- ①平成30年5月4日から平成31年12月31日までに結婚するまたは、したカップル。
- ②5月3日のイベント当日及び4月中旬(平日の夜)に実施する行列練習に必ず参加できるカップル。
- ③平成31年度中の町の観光行事（10月の「つがわ狐の里帰り市」等）に必ず参加できるカップル。
- ④健康で体力に自信のあるカップル（衣装・カツラをつけての行列には体力が必要です）
- ⑤花嫁・花婿コンテスト及びつがわ狐の嫁入り行列で撮影した写真・映像を町観光PRの為、広報誌、新聞、雑誌等に提供する事を了承するカップル。

■募集期間 1月7日(月)～3月8日(金)【消印有効】

■募集定数 先着20組（定数になり次第締め切ります）

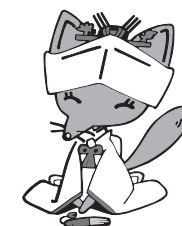
■審 査 下記のとおりコンテストを開催し、審査を行います。

①日 時 3月17日(日) 13:30～

②会 場 狐の嫁入り屋敷（阿賀町津川3501番地1）

③審査方法 書類審査及び自己PR ※当日は狐のメイクをしていただきます。

④そ の 他 コンテストへの参加決定通知は、直接ご本人に郵送いたします。



●応募方法

所定の用紙（阿賀町役場ホームページでも掲載しています）に必要な事項を記入のうえ、下記の実行委員会事務局へ郵送または直接ご提出ください。（FAX・メールでは受け付けておりません）※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

【申し込み・問い合わせ先】〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地
阿賀町役場観光振興課 「つがわ狐の嫁入り行列実行委員会事務局」
☎0254-92-4766 FAX0254-92-5479
URL <http://www.town.aga.niigata.jp/> mail kankou@town.aga.lg.jp

つがわ狐の嫁入り行列 スタッフ募集

5月3日(祝)に開催する「第30回つがわ狐の嫁入り行列」の運営に参加いただけるスタッフを募集しています。私たちと一緒に「つがわ狐の嫁入り行列」を創りませんか？

- 【作業内容】 ○披露宴会場などの設営
○行列に同行しての参加者の補助
○子ぎつねの祝踊りや川原での披露宴等の演出補助 などです。
- 【申込み及び詳細についてのお問い合わせ】
つがわ狐の嫁入り行列運営委員会事務局 津川商工会 ☎92-2494



